| 柏崎刈羽原子力発電所第6号機 | 幾 設計及び工事計画審査資料 |
|----------------|----------------|
| 資料番号 | KK6 基-022 改 0 |
| 提出年月日 | 2023年10月2日 |

基本設計方針に関する説明資料 【第22条 監視試験片】

- ・要求事項との対比表 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)
- ・各条文の設計の考え方 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

| 実用発電用原子炉及びその附属 | 設工認申請書 | 設工認申請書 | 設置変更許可申請書 | 設置変更許可申請書 | 設置変更許可,技術基準規則 | /+tc +tz. |
|-----------------|-------------------|-------------------|------------------------|--------------------------|----------------|------------|
| 施設の技術基準に関する規則 | 基本設計方針(前) | 基本設計方針(後) | 本文 | 添付書類八 | 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| (監視試験片) | | | ハ 原子炉本体の構造及び設 | 1. 安全設計 | | |
| 第二十二条 設計基準対象施設 | 1 メガ電子ボルト以上の中 | 1 メガ電子ボルト以上の中 | 備 | 1.10.2 発電用原子炉設置変 | ・同趣旨の記載ではあるが, | 原子炉本体 |
| に属する容器であって、一メガ | 性子の照射を受ける原子炉圧 | 性子の照射を受ける原子炉圧 | (4) 原子炉容器 | 更許可申請(平成25年9月27 | 表現の違いによる差異あり。 | 2. 原子炉圧力容器 |
| 電子ボルト以上の中性子の照射 | 力容器は、当該容器が想定され | 力容器は、当該容器が想定され | (i)構造 | 日申請) に係る実用発電用原子 | ・要求事項に対する設計の明 | 2.2 監視試験片 |
| を受けその材料が著しく劣化す | る運転状態において脆性破壊 | る運転状態において脆性破壊 | f. 非延性破壊に対する考慮 | 炉及びその附属施設の位置,構 | 確化。(施設時の監視試験片 | |
| るおそれがあるものの内部に | を引き起こさないようにする | を引き起こさないようにする | 原子炉圧力容器は,原子力規制 | 造及び設備の基準に関する規 | に対する適用規格、監視試験 | |
| は、当該容器が想定される運転 | ために、施設時に適用された告 | ために, 施設時に適用された告 | 委員会規則等に基づき最低使 | 則への適合 | 片に対する要求) | |
| 状態において脆性破壊を引き起 | 示「発電用原子力設備に関する | 示「発電用原子力設備に関する | 用温度を考慮して非延性破壊 | (原子炉冷却材圧力バウンダ | ・差異なし。 | |
| こさないようにするために、照 | 構造等の技術基準 (昭和 55 年 | 構造等の技術基準 (昭和 55 年 | <u>を防止する</u> ように設計する。② | IJ) | | |
| 射の影響を確認できるよう次に | 通商産業省告示第501号)」 | 通商産業省告示第501号)」 | -1 | 適合のための設計方針 | | |
| 定める監視試験片を備えなけれ | を満足し、機械的強度及び破壊 | を満足し、機械的強度及び破壊 | なお,中性子照射による破壊靭 | (使用期間中の監視) | | |
| ばならない。 | じん性の変化を確認できる個 | じん性の変化を確認できる個 | 性の変化を監視するため,原子 | 供用期間中の定期的検査(溶 | | |
| 【解釈】 | 数の監視試験片を原子炉圧力 | 数の監視試験片を原子炉圧力 | 炉圧力容器内に試験片を挿入 | 接部等の非破壊検査, 耐圧部の | | |
| 1 第22条において「設計基準 | 容器内部に挿入することによ | 容器内部に挿入することによ | する。 🗓 (①-1) | 耐圧,漏えい試験)を実施し, | | |
| 対象施設に属する容器であっ | り, 照射の影響を確認できる設 | り, 照射の影響を確認できる設 | | 構成機器の構造や気密の健全 | | |
| て、一メガ電子ボルト以上の中 | 計とする。 | 計とする。①-1【22条1】 | 一以下余白一 | 性を評価し、 | | |
| 性子の照射を受けその材料が著 | | | | の早期発見のため漏えい検出 | | |
| しく劣化するおそれがあるも | 監視試験片は、適用可能な日 | 監視試験片は、適用可能な日 | | 系を設置して監視を行えるよ | ・技術基準規則の要求事項に | 原子炉本体 |
| の」とは、原子炉圧力容器をい | 本電気協会「原子炉構造材の監 | 本電気協会「原子炉構造材の監 | | う設計する。◊ | 対する基本設計方針を記載。 | 2. 原子炉圧力容器 |
| <i>5</i> 。① | 視試験方法」(JEAC420 | 視試験方法」(JEAC420 | | また、原子炉圧力容器の母材、 | ・要求事項に対する設計の明 | 2.2 監視試験片 |
| 一 監視試験片の材料は、中性子 | 1)により、取出し及び監視試 | 1)により、取出し及び監視試 | | 熱影響部及び溶着金属につい | 確化。(監視試験片の取り出 | |
| の照射領域にある容器の材料と | 験を実施する。 | 験を実施する。 | | ては, 試験片を原子炉圧力容器 | し及び監視試験に対する適用 | |
| 同等の製造履歴を有するもので | | ②【22条2】 | | 内に挿入して,原子炉圧力容器 | 規格) | |
| あること。① | | | | と同様な条件で <u>照射</u> し, 定期的 | ・差異なし。 | |
| 二 監視試験片は、容器の使用開 | | | | に取出し衝撃試験を行い破壊 | | |
| 始後に取り出して試験を実施す | また、保安規定に、監視試験 | また、保安規定に、監視試験 | | 靱性の確認を行う。①−1③ | ・同趣旨の記載ではあるが, | 原子炉本体 |
| ることにより、容器の材料の機 | 片の評価結果に基づき,原子炉 | 片の評価結果に基づき,原子炉 | | | 表現の違いによる差異あり。 | 2. 原子炉圧力容器 |
| 械的強度及び破壊じん性の変化 | 冷却材温度及び圧力の制限範 | 冷却材温度及び圧力の制限範 | | 5. 原子炉冷却系統施設 | ・非延性破壊の防止について、 | 2.2 監視試験片 |
| を確認できる個数とすること。 | 囲を設定することを定めて,原 | 囲を設定することを定めて,原 | | 5.1 原子炉圧力容器及び一 | 保安規定に定めて管理する旨 | |
| ①, ② | 子炉圧力容器の非延性破壊(脆 | 子炉圧力容器の非延性破壊(脆 | | 次冷却材設備 | を明確化。 | |
| 三 監視試験片は、中性子の照射 | 性破壊)を防止するよう管理す | 性破壊)を防止するよう管理す | | 5.1.1 通常運転時等 | ・差異なし。 | |
| 領域にある容器の材料が受ける | る。 | る。②-1【22条3】 | | 5.1.1.2 設計方針 | | |
| 中性子スペクトル、中性子照射 | | | | (7) 原子炉圧力容器 | | |
| 量及び温度履歴の条件と同等の | | | | c. 中性子照射による関連温 | | |

要求事項との対比表

【第22条 監視試験片】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

亦巴: 株式-0 に関うる記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

| <u></u> | | | 要求事項との対比表 | 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後) | | らの変更箇所 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------------------|---------------|--------|
| 実用発電用原子炉及びその附属 | 設工認申請書 | 設工認申請書 | 設置変更許可申請書 | 設置変更許可申請書 | 設置変更許可,技術基準規則 | 備考 |
| 施設の技術基準に関する規則 | 基本設計方針(前) | 基本設計方針(後) | 本文 | 添付書類八 | 及び基本設計方針との対比 | /佣-/5 |
| 条件になるように配置するこ | | | | 度 (RT _{NDT}) 変化を監視するた | | |
| と。① | | | | め,原子炉圧力容器内に試験片 | | |
| 【解釈】 | | | | を挿入する。◆ (①-1) | | |
| 2 第22条に適合する監視試 | | | | | | |
| 験片は、「設計・建設規格 2005」 | | | | (10)試験可能性 | | |
| 又は「設計・建設規格 2012」の該 | | | | 以下の試験検査が可能なよう | | |
| 当規定(第12章 監視試験)に | | | | な設計とする。◆ | | |
| 次の規定を付加した要件による | | | | a. 原子炉冷却材圧力バウン | | |
| こと。① | | | | ダリ供用期間中検査 | | |
| ・第1号及び第3号の「容器の材 | | | | b. 原子炉構造材監視試験 | | |
| 料」には、中性子の照射領域に溶 | | | | c. 主蒸気隔離弁作動試験 | | |
| 接部がある場合、母材/溶接金 | | | | d. 主蒸気隔離弁機能試験 | | |
| 属と同数の溶接熱影響部の監視 | | | | e. 主蒸気隔離弁漏えい率試 | | |
| 試験片も設置すること。① | | | | 験 | | |
| なお、既設プラントについては、 | | | | f. 逃がし安全弁設定圧確認 | | |
| 施設時に適用された以下の告示 | | | | 試験 | | |
| による監視試験片が設置されて | | | | | | |
| いること。 | 一以下余白一 | 一以下余白一 | | 一以下余白一 | 一以下余白一 | 一以下余白一 |
| •通商産業省「発電用原子力設備 | | | | | | |
| に関する構造等の技術基準(昭 | | | | | | |
| 和55年通商産業省告示第50 | | | | | | |
| 1号)」適用プラントについては | | | | | | |
| 同告示第105条の規定 ① | | | | | | |
| •通商産業省「発電用原子力設備 | | | | | | |
| に関する構造等の技術基準(昭 | | | | | | |
| 和45年通商産業省告示第50 | | | | | | |
| 1号)」適用プラントについては | | | | | | |
| 同告示第75条の規定 | | | | | | |
| •通商産業省「発電用原子力設備 | | | | | | |
| に関する技術基準の細目を定め | | | | | | |
| る告示(昭和40年通商産業省 | | | | | | |
| 告示第272号)」 | | | | | | |
| 3 第2号に規定する「監視試験 | | | | | | |
| 片は、容器の使用開始後に取り | | | | | | |

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

市色・緑光でに関する記載(竹番及び下縁) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

| 実用発電用原子炉及びその附属 設工認申請書 設工認申請書 設置変更許可申請書 設置を設置した。 | 设置変更許可申請書 設置変更許可,技術基準規則 |
|---|-------------------------|
| | 備考 |
| 施設の技術基準に関する規則 基本設計方針(前) 基本設計方針(後) 本文 | 添付書類八 及び基本設計方針との対比 帰る |
| 出して試験を実施する」とは、 | |
| 「監視試験方法 (JEAC 4201- | |
| 2007)」、「監視試験方法 (JEAC | |
| 4201-2007/2010)」及び「監視試 | |
| 験方法(JEAC4201-2007/2013)」 | |
| の規定に「日本電気協会「原子炉 | |
| 構造材の監視試験方法(JEAC | |
| 4201)」の適用に当たって(別記 | |
| - 6)」の要件を付したものによ | |
| り、監視試験片の取り出し及び | |
| 監視試験並びに必要な場合は監 | |
| 視試験片の再生を実施すること | |
| をいう。② | |
| (「日本電気協会規格「原子炉構 | |
| 造材の監視試験方法」(JEAC | |
| 4201-2007) 及び「原子力発電所 | |
| 用機器に対する破壊靭性の確認 | |
| 試験方法」(JEAC 4206-2007) に | |
| 関する技術評価書」(平成21年 | |
| 8月原子力安全・保安院、原子力 | |
| 安全基盤機構取りまとめ)、「日 | |
| 本電気協会「原子炉構造材の監 | |
| 視 試 験 方 法 (JEAC 4201- | |
| 2007)[2010 年追補版]」に関す | |
| る技術評価書」(平成23年5月 | |
| 原子力安全・保安院、原子力安全 | |
| 基盤機構取りまとめ) 及び「日本 | |
| 電気協会「原子炉構造材の監視 | |
| 試験方法(JEAC4201-2007)[2013 | |
| 年追補版]」に関する技術評価 | |
| 書」(原規技発 1510073 号(平成 | |
| 27年10月7日原子力規制委 | |
| 員会決定))) | |
| | |

【第22条 監視試験片】

: 該当なし※:条文全体に関わる説明書: 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

| | 第 99 冬 (監押計略出) | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---|---|------------|---------------|--|--|
| 第 2 | 第22条(監視試験片) | | | | | | |
| 1. | 技術基準規則の条文,角 | 解への適合性に関する考え方 | | | | | |
| No. | 基本設計方針で 記載する事項 | 適合性の考え方(理由) | 項・号 | 解釈 | 説明資料等 | | |
| 1 | 監視試験片の設計 ・原子炉圧力容器の 材料と同等の材料 を使用 ・監視試験片の個数 ・原子炉圧力容器の 材料と同等の環境 条件に設置 | 技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。 | 1項1号 1項2号 1項3号 | 1, 2 | | | |
| 2 | 監視試験片の取り出 し及び試験 | 技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。また,保安規定に原子炉圧力容器の非延性破壊を防止するよう管理する旨も記載する。 | 1項2号 | 3 | _ | | |
| | 2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 | | | | | | |
| 2. | 設置許可本文のうち, 基 | 基本設計方針に記載しないことの考え | 方 | | | | |
| 2. No. | 設置許可本文のうち, 基 項目 | 基本設計方針に記載しないことの考え 考え方 | 方 | | 説明資料等 | | |
| | | | | 置許可添八 | 説明資料等 | | |
| No. | 項目 設置許可添八との重 複記載 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切 | であり,設証 | 置許可添八 | 説明資料等 | | |
| No. | 項目 設置許可添八との重 複記載 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切 の記載を採用するため記載しない。 | であり,設証 | 置許可添八 | 説明資料等 — 説明資料等 | | |
| No. 1 | 項目 設置許可添八との重 複記載 設置許可添八のうち, 基 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切 の記載を採用するため記載しない。 基本設計方針に記載しないことの考え | であり, 設計 方 | | _ | | |
| No. 3. No. | 項目 設置許可添八との重 複記載 設置許可添八のうち,基 項目 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切 の記載を採用するため記載しない。 基本設計方針に記載しないことの考え 考え方 第18条に対する設計方針であり、第 | であり,設 方 ぎ 18 条にて同 | 司趣旨の内 | _ | | |
| No. 1 3. No. ⋄ | 項目 設置許可添八との重 複記載 設置許可添八のうち, 基 項目 他条文に関する記載 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切 の記載を採用するため記載しない。 基本設計方針に記載しないことの考え 考え方 第18条に対する設計方針であり、第 容を整理するため記載しない。 第28条に対する設計方針であり、第 | であり,設置方 18条にて 18条にて 15 28 条にて 15 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 | 司趣旨の内司趣旨の内 | _ | | |
| No. 3. No. \$\displaystyle{\psi}\$ | 項目 設置許可添八との重複記載 設置許可添八のうち、基項目 他条文に関する記載 他条文に関する記載 監視試験片の取出し及び試験に関する記 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切の記載を採用するため記載しない。 基本設計方針に記載しないことの考え 考え方 第18条に対する設計方針であり、第 容を整理するため記載しない。 第28条に対する設計方針であり、第 容を整理するため記載しない。 | であり、設計方 5 18 条にて同 5 28 条にて同 舌して記載す | 司趣旨の内司趣旨の内 | _ | | |
| No. 3. No. ◊ ◊ | 項目 設置許可添八との重複記載 設置許可添八のうち、基項目 他条文に関する記載 他条文に関する記載 を選試験片の取出し及び試験に関する記載 設置許可添八内の重 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切の記載を採用するため記載しない。 基本設計方針に記載しないことの考え 考え方 第18条に対する設計方針であり,第 容を整理するため記載しない。 第28条に対する設計方針であり,第 容を整理するため記載しない。 「1. No. ②」にて同趣旨の内容を包括載しない。 設置許可添八内にある同趣旨の記載しない。 | であり、設計方 5 18 条にて同 5 28 条にて同 舌して記載す | 司趣旨の内司趣旨の内 | _ | | |
| No. 3. No. ◊ ◊ | 項目 設置許可添八との重複記載 設置許可添八のうち、基項目 他条文に関する記載 他条文に関する記載 を選試験片の取出し及び試験に関する記載 設置許可添八内の重複記載 | 考え方 設置許可添八の記載の方がより適切の記載を採用するため記載しない。 基本設計方針に記載しないことの考え 考え方 第18条に対する設計方針であり,第 容を整理するため記載しない。 第28条に対する設計方針であり,第 容を整理するため記載しない。 「1. No. ②」にて同趣旨の内容を包括載しない。 設置許可添八内にある同趣旨の記載しない。 | であり、設計方 5 18 条にて同 5 28 条にて同 舌して記載す | 司趣旨の内司趣旨の内 | _ | | |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第22条 監視試験片】

- : 該当なし

※:条文全体に関わる説明書 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

※ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書